

## 新旧対照表

現 行	改 定	主な変更・追加等
<p>広島市週休2日工事（建築・設備工事）の試行について Q&amp;A</p>	<p>広島市週休2日工事（建築・設備工事）の試行について Q&amp;A</p>	
<p><b>Q 4 週休2日の対象期間はいつからいつまでか。</b></p>	<p><b>Q 4 週休2日の対象期間はいつからいつまでか。</b></p>	
<p>A 4 対象期間とは、工事目的物の施工に係る現場作業（直接工事費に計上されているもの）を行っている期間（工事着手日（準備期間は含まない。）から工事完了日（後片付け期間は含まない。）までの期間）とします。なお、対象期間には年末年始休暇6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）は含みません。</p> <p style="color: red;">工事着手日の前や工事完了日の後に行う会社での書類作成・整理は、現地作業が伴わないため、対象期間外とします。なお、準備期間とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所の設置等をいう。）の期間のことです。</p>	<p>A 4 対象期間とは、工事目的物の施工に係る現場作業（直接工事費に計上されているもの）を行っている期間（工事着手日（準備期間は含まない。）から工事完了日（後片付け期間は含まない。）までの期間）とします。なお、対象期間には年末年始休暇6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間（工事全体を一時中止している期間を含む）は含みません。</p> <p>なお、準備期間とは、契約日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所の設置等をいう。）の期間のことです。</p>	<p>工事目的物の施工に係る現場作業を行っている期間が対象期間なので、それ以外の期間の説明を削除</p>